

春日井市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事、子育て等に対し不安又は負担を抱える子育て家庭又は妊産婦がいる家庭の家庭環境を整え、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業の実施について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、子育て世帯訪問支援事業（法第6条の3第19項の子育て世帯訪問支援事業をいう。以下「事業」という。）の適切な運営が確保できると認められる者に事業の一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、省令第1条の32の7第2項に該当する者であって、市内に住所を有し、法第10条第1項第4号又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の2第2項の規定により作成された計画において、事業による支援が必要であると市長が認めたものとする。

(援助の内容)

第4条 法第6条の3第19項に規定する支援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる支援その他の家事援助

- ア 食事の準備及び後片付け
- イ 衣類等の洗濯
- ウ 住居等の清掃及び整理整頓
- エ 買い物の代行及びサポート

(2) 次に掲げる支援その他の育児及び養育援助

ア 育児のサポート

イ 外出時の補助

- (3) 子育て等に関する相談、助言又は不安若しくは悩みの傾聴
- (4) 地域の母子保健施策又は子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 利用者若しくは児童の状況若しくは養育環境の把握又は市への報告
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める援助

2 前項の援助は、同項第1号又は第2号に掲げる支援を行うことを基本とし、第7条第2項の規定により利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）の家庭の状況に応じ包括的に実施するものとする。

（実施期間等）

第5条 事業の実施期間は、1回当たり3月以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 事業の実施時間は、午前7時から午後7時までの間とし、1日当たり3時間を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 事業に係る費用は、市の負担とする。

（利用手続）

第6条 事業を利用しようとする者（次条において「申請者」という。）は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに利用の可否等を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書（第2号様式）又は子育て世帯訪問支援事業利用申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、子育て世帯訪問支援事業支援計画表（第4号様式）により利用者に係る支援計画を

作成しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(春日井市養育支援訪問事業実施要綱の廃止)
- 2 春日井市養育支援訪問事業実施要綱（平成21年6月1日施行）は、廃止する。